

一般財団法人横浜総合医学振興財団
研究等助成規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人横浜総合医学振興財団（以下「財団」という。）定款（以下「定款」という。）第4条1項1号及び2号に規定する助成事業（以下「研究等」という。）に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の種類及び金額)

第2条 財団は、定款第3条に定める目的を達成するため、次の助成を行う。

- (1) 医学及び医療に関する研究活動並びに医学及び医療の関連事業に対する助成
- (2) 学術交流、学術講演会開催、医学教育振興事業、海外研修、学生自主的活動等の公立大学法人横浜市立大学関係者が行う医学関連事業に対する助成

2 具体的な助成の種類及び金額は、毎年度、予算を審議する財団理事会で定める。

(助成の対象者)

第3条 助成は、次の者を対象に行う。

- (1) 前条1項1号に規定する助成は、神奈川県内に在住或は在勤する者
- (2) 前条1項2号に規定する助成は、公立大学法人横浜市立大学関係者

(助成申請者の制限)

第4条 第2条1項1号に規定する助成については、同一人が2種類以上或は同一種類での2件以上など複数の助成申請を行うことはできない。

(助成金の使用期間)

第5条 助成金の使用期間は、助成金交付後の約1年間とし、第13条に規定する研究等成果報告書及び助成金支出内容報告書を提出する時までに使用を終わらなければならない。

(助成金の使途)

第6条 助成金の使途は、研究等に要する直接費用とする。ただし、次の費用は、助成対象から除外する。

- (1) 日常的な使用が可能であるカメラ、パソコン及び周辺機器等の機器類及び設備などの費用
- (2) 学会等の会費など研究者として自己負担することが適当と思われる費用
- (3) その他、第9条に規定する選考委員会で助成は不適当と判断された費用

2 助成金は、原則として、助成申請書に記載したとおりに使用しなければならない。ただし、研究等の状況によって必要が生じた場合には助成金額の20%の範囲で助成申請

書記載以外の用途に使用することができる。

- 3 研究等に必要なる旅費及び助成対象研究等の発表に必要な旅費については、前項の助成申請書記載以外の用途に含めることができる。

(公 募)

第7条 助成金の交付は、公募によって行なう。

- 2 助成金の公募内容は、助成募集要項を神奈川県内の大学、病院等の医学及び医療の関連機関に配付するとともに財団のホームページに掲載することによって、周知する。

(助成の申請)

第8条 助成金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の助成申請書を定められた期日までに財団の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(選 考)

第9条 公募による助成金交付の選考は、助成金を交付する事業毎に設置する助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行なう。

- 2 前項の選考委員会は、毎年度、理事会の議決によって設置する。
- 3 選考委員会の委員は、毎年度、理事長が財団理事会の議を経て選任する。
- 4 1項の規定にかかわらず、第2条1項2号に規定する助成については、選考委員会の議を経ず理事長の決裁で選考することができる。

(交付の決定)

第10条 理事長は、前条に規定する選考結果に従って助成金の交付を決定し、助成金交付該当者（以下「助成金受領者」という。）に助成金交付決定通知書を送付する。

(交付の方法)

第11条 助成金の交付は、原則として、助成金受領者が指定する金融口座に振り込むものとする。ただし、理事長が現金での交付が妥当と判断したときは、財団事務室において助成金受領者に助成金を現金で手渡すことができる。

- 2 現金で助成金を受けた助成金受領者は、所定の領収書を理事長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第12条 助成金受領者は、財団からの通知に従って、研究等成果報告書度及び助成金支出内容報告書（領収書を添付）を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書の提出についての通知は、助成金交付の約1年後に財団が助成金受領者に送付する。

(成果発表における財団名の記載)

第13条 助成金受領者は、助成金を受けた研究等について論文等に発表する場合は、財団から助成を受けた旨を当該論文等に記載するとともに、その論文等の発表先（印刷物名等）を前条に規定する研究等成果報告書に記載しなければならない。

(助成金残金の処理)

第14条 第5条に規定する助成金使用期間の経過後に助成金の残金があるときは、原則として、財団にその残金の全額を返還しなければならない。ただし、助成対象の研究等の発表費用に使用する場合は、申請書記載の有無にかかわらず、当該残金の一部又は全部を使用することができる。

2 助成金の残金を使用するときは、前項のただし書きの研究等発表費用を含めて、理事長の許可を得なければならない。

(助成金の返還)

第15条 助成金受領者が第13条に規定する通知にかかわらず、研究等成果報告書及び助成金支出内容報告書を提出しなかったときは、助成金の全部を返還しなければならない。

2 次の事項に該当するときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 助成申請書に記載した研究等を実施しなかったとき。

(2) 前条1項のただし書きの規定によっても残金があるとき。

(申請書等の様式)

第16条 助成申請書、報告書等の様式は、理事長が別に定める。

(委 任)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究等助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般財団法人横浜総合医学振興財団の設立登記の日から施行する。